(b)　この条約及び規則は、特許協力条約に従うことを条件として、次の期間及び手続に関し、特許協力条約による特許及び追加特許の国際出願について適用する。

(i)　特許協力条約第二十二条及び第三十九条(1)の規定に従って締約国の官庁において適用される期間

(ii)　特許協力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出願の処理又は審査を開始することができる日以後に開始される手続

(2)　［特許］

この条約及び規則は、締約国について効力を有するものとして与えられた国内特許及び広域特許並びに国内及び広域の追加特許について適用する。

第四条　安全保障のための例外

この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置をとる自由を制限するものではない。

第五条　出願日

(1)　［出願の要素］

(a)　締約国は、規則に別段の定めがある場合を除くほか、(2)から(8)までの規定に従うことを条件として、出願日の設定のために、出願人の選択により書面又は当該締約国の官庁が認めるその他の方法で提出された次の全ての要素を当該官庁が受理した日を出願日とすることを定める。

(i)　出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示

(ii)　出願人を特定することができる表示又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とする表示

(iii)　明細書であると外見上認められる部分

(b)　締約国は、出願日の設定のために、(a)(iii)に規定する要素として、図面を認めることができる。

(c)　締約国は、出願日の設定のために、(a)(ii)に規定する要素として、出願人を特定することができる情報及び当該締約国の官庁が出願人に連絡することを可能とする情報の双方を要求することができ、また、出願人を特定することができること又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とすることを証明するものを受理することができる。

(2)　［言語］

(a)　締約国は、(1)(a)(i)及び(ii)に規定する表示を自国の官庁が認める言語で行うよう要求することができる。

(b)　(1)(a)(iii)に規定する部分については、出願日の設定のために、いかなる言語でも提出することができる。

(3)　［通知］

出願が(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものを満たしていない場合には、当該締約国の官庁は、できる限り速やかに出願人に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(4)　［事後に要件を満たす場合］

(a)　(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが当初の出願において満たされていない場合には、出願日は、(b)及び(6)の規定に従うことを条件として、(1)及び(2)の規定に基づき当該締約国により適用される全ての要件が後に満たされた日とする。

(b)　締約国は、(a)に規定する一又は二以上の要件が規則に定める期間内に満たされない場合には、出願がされなかったものとみなす旨を定めることができる。出願がされなかったものとみなされるときは、当該締約国の官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(5)　［明細書の一部又は図面の欠落に関する通知］

官庁は、出願日を設定するに当たり、明細書の一部が出願から欠落していると認められる場合又は出願から欠落していると認められる図面に当該出願が言及している場合には、出願人にその旨を速やかに通知する。

(6)　［欠落していた明細書の一部又は図面が提出された場合の出願日］

(a)　欠落していた明細書の一部又は図面が規則に定める期間内に官庁に提出された場合には、当該明細書の一部又は図面は、出願に含まれるものとし、出願日は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、当該官庁が当該明細書の一部若しくは図面を受理した日又は(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。

(b)　欠落していた明細書の一部又は図面が出願からの欠落を訂正するために(a)の規定に基づいて提出された場合において、当該出願が(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日における先の出願に基づく優先権の主張を伴うときは、出願日は、規則に定める期間内に提出された出願人の請求により、かつ、規則に定める要件に従うことを条件として、(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される全ての要件が満たされた日とする。

(c)　(a)の規定に基づいて提出された欠落していた明細書の一部又は図面が、締約国が設定する期間内に取り下げられた場合には、出願日は、(1)及び(2)の規定に基づき当該締約国により適用される要件が満たされた日とする。

(7)　［先にされた出願の引用による明細書及び図面の代替］

(a)　自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、規則に定める要件に従うことを条件として、前者の出願に係る出願日の設定のために、当該出願の明細書及び図面に代わるものとする。

(b)　(a)に規定する要件が満たされない場合には、出願は、されなかったものとみなすことができる。出願がされなかったものとみなされるときは、官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(8)　［例外］

この条の規定は、次のものを制限するものではない。

(i)　パリ条約第四条G(1)又は(2)の規定に基づき、同条に規定するもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは当該利益を保有する出願人の権利

(ii)　締約国が規則に定める種類の出願に対して先の出願の出願日の利益を認めるために必要な要件を適用する自由

第六条　出願

(1)　［出願の形式又は内容］

いかなる締約国も、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出願の形式又は内容について、次の要件と異なる要件又は次の要件に追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(i)　特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件

(ii)　特許協力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出願の処理又は審査が開始された後に、特許協力条約の締約国の官庁又は当該締約国のために行動する官庁が、特許協力条約に基づいて要求する形式又は内容に関する要件

(iii)　規則に定めるその他の要件

(2)　［願書様式］

(a)　締約国は、特許協力条約に基づく国際出願の願書の内容に合致する出願の内容が、当該締約国が定める願書様式によって提出されることを要求することができる。締約国は、更に、(1)(ii)の規定により認められ、又は(1)(iii)の規定に従って規則に定めるその他の内容を当該願書様式に含めることを要求することができる。

(b)　締約国は、(a)の規定にかかわらず、第八条(1)の規定に従うことを条件として、規則に定める願書様式により(a)に規定する内容を提出することを認める。

(3)　［翻訳文］

締約国は、自国の官庁が認める言語によらない出願のいかなる部分についても翻訳文を要求することができる。締約国は、更に、規則に定めるところにより、自国の官庁が認める言語でされた出願の部分についての他の自国の官庁が認める言語による翻訳文を要求することができる。

(4)　［料金］

締約国は、出願に関し、料金を支払うよう要求することができる。締約国は、出願の手数料の支払に関する特許協力条約の規定を適用することができる。